

第3章 計画の着実な推進のために

1 計画の推進体制

本計画の推進状況を管理するための組織体制は、以下のとおりです。

久喜市環境推進協議会

市民・事業者・民間団体及び市が参加する組織で、久喜市環境基本条例第26条に基づき、協力、連携して取り組む施策を推進します。

久喜市環境監査委員会

久喜市環境基本条例第27条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するために設置される学識経験者からなる機関です。

環境監査委員会では、以下の事務を行います。

- 1) 市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望などを審議し必要な調査を行うこと。
- 2) 市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。環境監査の対象は、望ましい環境像及び数値目標の達成状況、環境の保全と創造に関する施策の推進状況、本計画の進行状況などです。具体的には、年次報告書である「久喜市の環境」の監査を実施します。
- 3) 環境監査の調査研究及び普及に関すること。
- 4) 前3号に掲げる業務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

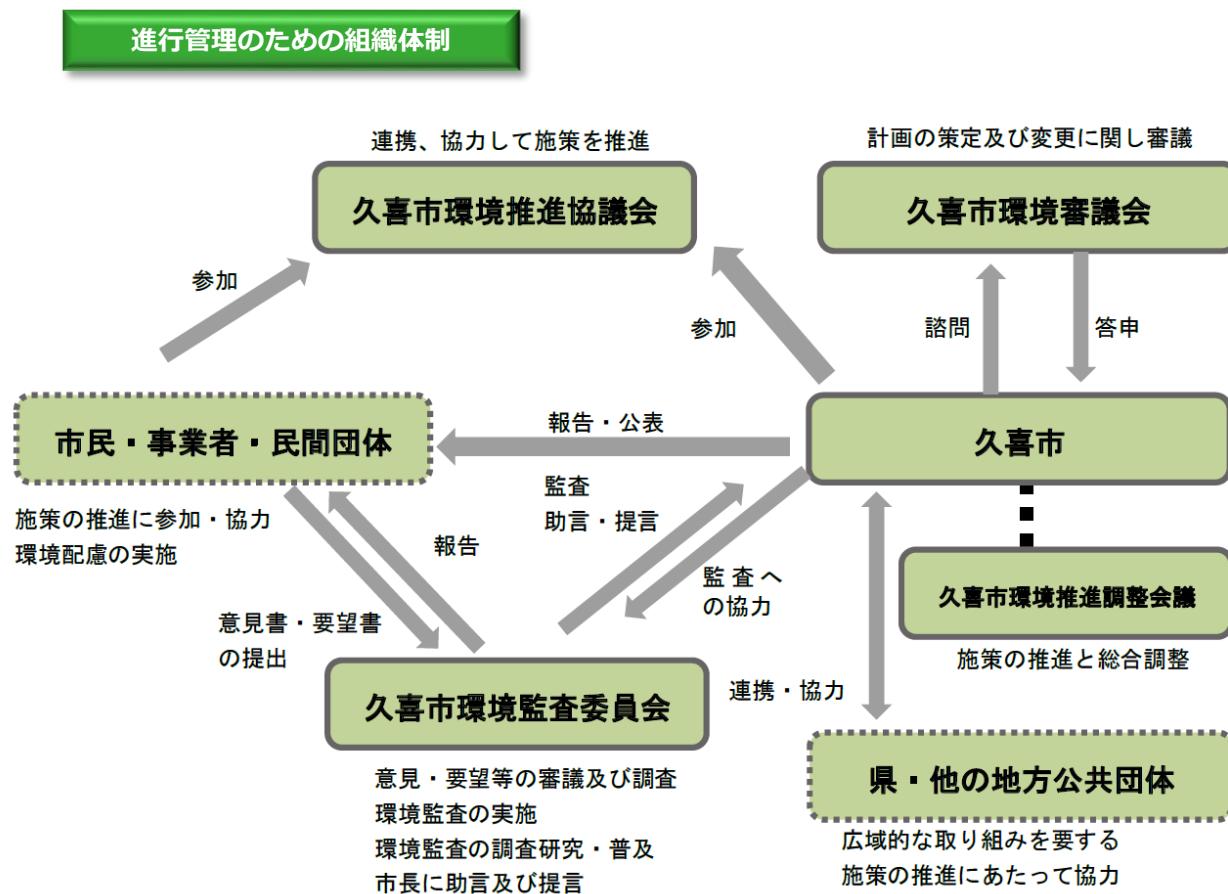
久喜市環境審議会

久喜市環境審議会条例（平成22年3月23日条例第174号）により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するために設置された、公募による市民及び学識経験者からなる組織です。同条例第2条第1項に審議事項として、「環境基本計画の策定及び変更に関すること」が定められています。

また、久喜市環境基本条例第9条及び第10条において、環境基本計画の策定及び変更にあたっては、「環境審議会の意見を聴かなければならない」とされています。

久喜市環境推進調整会議

久喜市環境推進調整会議要綱（平成23年6月29日告示第321号）に基づき設置される府内組織で、環境の保全と創造に関する施策の推進と総合調整を行います。



2 計画の進行管理

本計画の「望ましい環境像」である「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」の実現に向けて、本計画に基づく「環境目標」、「施策」を推進していくためには、市・市民・事業者の連携による自主的な取組みが重要です。

こうした計画の実効性を確保するために「久喜市環境推進調整会議」を活用するとともに、進行管理が円滑に実施されているかどうかを「P D C Aサイクル」により環境監査します。

なお、「P D C Aサイクル」とは、久喜市環境基本計画の策定（Plan）⇒計画に基づく施策の推進（Do）⇒計画の進捗状況の点検（Check）⇒計画への点検結果の反映（Act）というサイクルにより継続的な計画の改善・向上を図るものです。

■ 計画の策定(Plan)

本計画で、望ましい環境像、環境目標、実施方策などを示します。

■ 計画に基づく施策の推進(Do)

市は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

推進にあたっては、市の担当課と久喜市環境推進協議会を中心とした、市民・事業者及び市が協力し、市民の意見の反映を図ります。

■ 計画の進捗状況の点検(Check)

久喜市環境監査委員会において、環境の現状、環境の保全と創造に関する実施方策の推進状況を毎年度点検・評価し、望ましい環境像及び数値目標の達成状況を把握するとともに、「久喜市の環境」において結果を公表します。

■ 計画への点検結果の反映(Act)

本計画の進捗状況の点検結果は、久喜市環境審議会において審議し、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

